

《 神奈川県薬剤師会 会則 》

第 1 条 名称

本会は神奈川県薬剤師会と称する。

第 2 条 事務局

本会は主たる事務局を横浜市神奈川区に置く。

第 3 条 目的

本会は相互扶助の精神に基づき会員の為に必要な事業を行い、業界の使命たる公衆福祉増進の為に研修並びに相互の融和を図り、もって業界の信用を保持し、且つ社会的・経済的地位の向上と業務の円滑な発展を期することを目的とする。

第 4 条 事業

本会は第 3 条の目的を達成する為に下記の事業を行う。

1. 薬学薬業の進歩発展に関する事項
2. 職能の向上に関する事項
3. 社会保険に関する事項
4. 医薬品の適正使用に関する事項
5. 公衆衛生の改善に関する事項
6. 学校保健に関する事項
7. 薬事の情報に関する事項
8. 会員相互の融和及び福祉に関する事項
9. 医師会、歯科医師会等の関連団体との連携及び交流に関する事項
10. 住民の健康増進の為に地域活動に関する事項
11. その他目的達成に必要な事項

第 5 条 会員の種類

本会の会員は以下の 2 種類とする。

1. 開設会員

開設会員は神奈川県内において薬業関係開設許可を受けた開設者（法人の場合は代表者）またはそれに準ずる者とし、事業所ごとに 1 名加入するものとする。
開設会員は、総会及び臨時総会における議決権を有する。

2. 個人会員

個人会員は本会の主旨に賛同し、個人として入会する薬剤師及び薬事関係者とし、下記に 1 つでもあてはまる者とする。

但し、事業所の開設者（法人の場合は代表者）でないこと

- ①神奈川県内に居住する者
- ②開設会員の事業所に勤務する者
- ③役員会の承認を得た者

個人会員は、総会及び臨時総会における議決権を有しない。

第 6 条 役員

本会は下記の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 5 名以内
3. 会 計 2 名
4. 理 事 若干名

第 7 条 会計監査

本会は会計監査 2 名を置く。

会計監査は本会の会計の状況を監査し、総会に報告する。

第 8 条 役員、会計監査の選出及び承認

1. 会長及び会計監査は会員の中から選出される。
副会長、会計及び理事は会員の中から会長が指名する。
2. 選出された役員及び会計監査は総会の承認を得るものとする。

第 9 条 役員、会計監査の任期

任期は 2 年とし、2 年ごとに改選を行う。再任を妨げないが、会長及び会計監査は連続 3 期までとする。

尚、補欠役員・会計監査の任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条 役員の任務

役員は下記の任務を担う。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はその職務を代行する。
3. 会計は収支決算の責任を持ち、年度毎に監査を受け総会に報告し、承認を得る。
4. 理事は役員会において決定した担当業務を行なう。

第 11 条 相談役、顧問

1. 会長は役員会の決議により、会員の中から相談役、また会員以外の者から顧問を委嘱することができる。
2. 相談役及び顧問は本会の運営に関し、会長の諮問に応ずる。
3. 相談役及び顧問の任期は役員に準ずる。

第 12 条 会議

本会の会議は下記の通りとする。

1. 役員会
2. 総会、臨時総会

第 13 条 役員会

1. 役員会は会長、副会長、会計、及び理事をもって構成する。
2. 役員会は原則として毎月 1 回開催し、役員の大過半数の出席をもって成立する。
決議は出席役員の大過半数により決し、同数の時は議長が決する。
議長は会長があたる。
3. 対面またはオンライン形式での開催とする。役員会は会長が招集する。

第 14 条 総会、臨時総会

1. 総会は開設会員及び個人会員をもって構成する。
2. 総会は定時総会として事業年度終了後 2 ヶ月以内に開催し、開設会員の大過半数をもって成立する。決議は出席開設会員（書面表決を含む）の大過半数により決し、同数の時は議長が決する。議長は会長があたる。
3. 上記の総会以外に、必要がある場合または開設会員の大分の 1 以上の要求があった場合は臨時総会を開催する。総会、臨時総会は役員会の決議により会長が招集する。

第 15 条 総会の決議事項

1. 会則の改正
2. 役員及び会計監査の承認
3. 事業報告及び収支決算報告の承認
4. 事業計画案及び収支予算案の承認
5. その他重要事項

第16条 入会

1. 本会に入会を希望する者は、「入会申込書」を役員会に提出し、承認を得なければならない。
2. 前項の承認通知を受けた者は、速やかに入会金及び会費を納入するものとする。尚、入会金は細則により定める。
但し、いかなる場合も既納の入会金及び会費は返却しない。

第17条 会費

会費は細則により定める。会員は本会の会費を遅滞なく納入するものとする。

第18条 退会

退会を希望する者は、「退会届」を役員会に提出し、承認を得なければならない。

第19条 除籍

会員が下記のいずれかに該当する時は、除籍としてすべての会員資格を失う。

1. 本会の名誉を傷つけ、または目的を妨げる行為があった時
2. その他、除籍すべき正当な事由がある時
3. 本会が請求した会費等が納入期限を過ぎても納入されない場合は、新たに6ヶ月の納入期限を付して督促する。督促をもってしても、納入期限まで正当な事由なく納入されない時

但し、1. 及び2. については、役員会に図るものとする。

第20条 部会

本会は役員会の決議により部会を設けることができる。

尚、名称等は細則により定め、また必要に応じて部会における規約を設けることができる。規約を設ける場合は、役員会の承認を得るものとする。

第21条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第22条 その他

本会則に定めるものの他、細則等本会の運営に必要な事項は役員会の決議により別に定める。

附 則

本会則は令和5年10月1日より施行する。

平成21年5月24日制定

平成25年5月19日改正

平成28年5月22日改正

平成29年5月27日改正

平成30年5月19日改正

令和 5年5月27日改正

神奈川県薬剤師会 細則

第 1 条 目的

本会の運営を円滑にし、その目的達成を容易にする為に諸規定を設け本細則に定める。

第 2 条 会費・入会金規定

1. 会費は次の通り定める。

会則第 5 条 1. 開設会員 1ヶ月 4,000円 年額 48,000円
(薬局)

開設会員 1ヶ月 1,750円 年額 21,000円
(店舗販売業)

会則第 5 条 2. 個人会員 1ヶ月 500円 年額 6,000円

2. 入会金は次の通り定める。

会則第 5 条 1. 開設会員 30,000円
(薬局、店舗販売業)

会則第 5 条 2. 個人会員は無料

振込先 横浜信用金庫 六角橋支店 普通預金 0353032
神奈川県薬剤師会 会計 石原 孝一

第 3 条 役員・相談役手当規定 (年額)

1. 会 長 50,000円
2. 副会長 30,000円
3. 会 計 30,000円
4. 理 事 10,000円
5. 相談役 10,000円

第 4 条 慶弔費、疾病・災害見舞い、出張交通費

会員の慶弔金、疾病・災害見舞い及び会員の出張交通費については、その都度定める。

第 5 条 会員への通知方法

開設会員への通知は書面または電子メール、個人会員へは電子メールとする。

第 6 条 横浜市夜間急病センター勤務規定

1. 横浜市夜間急病センターの勤務資格者は、役員会の承認を得た 65 才以下の横浜市薬剤師会及び神奈川県薬剤師会会員とする。
2. 横浜市夜間急病センターの勤務希望者は、役員会に勤務希望を申請する。

第 7 条 部会

1. 学校薬剤師部会
2. メディカル部会